

「(仮称)旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業に関する計画段階環境配慮書」
に対する環境大臣意見

本事業は、神奈川県横浜市が、同市旭区及び瀬谷区に位置する旧上瀬谷通信施設地区において、都市農業の振興と都市的土地利用を両立させ、郊外部の再生に資する新たな活性化拠点を形成することを目的に土地区画整理事業を行うものである。

事業実施想定区域(以下「想定区域」という。)は、平成27年6月に全域返還された米軍の上瀬谷通信施設の跡地であり、民有地、国有地及び市有地を合わせた約242haの大部分が市街化調整区域に指定され、主に農用地となっている。

想定区域周辺の西側及び南側の一部は、「都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づく都市計画」における第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び準工業地域に指定され、南東側には市民の森やゴルフ場などが存在する。

想定区域の土地利用については、平成16年10月に設置された「横浜市返還施設跡地利用プロジェクト」などにおいて検討されてきており、さらに、平成29年11月に設立された地権者などで構成する「旧上瀬谷通信施設まちづくり協議会」において、地権者の意向や周辺の土地利用状況等を踏まえた協議が進められ、令和元年11月に土地利用ゾーンとして農業振興ゾーン、公園・防災ゾーン、観光・賑わいゾーン及び物流ゾーンの4つのゾーンに区分して配置することで合意された。それらを踏まえて、本配慮書では、想定区域における4つの土地利用ゾーンの配置を単一案として計画している。

想定区域及びその周辺には、「生物多様性保全上重要な里地里山(平成28年4月環境省)」に選定されている「三保・新治、川井・矢指・上瀬谷」及び「瀬谷市民の森」等の人と自然との触れ合いの活動の場が存在することから、本事業の実施による影響が懸念される。

したがって、本事業の更なる検討に当たっては、以下の措置を適切に講じられたい。また、それらの検討の経緯及び内容については、方法書以降の図書に適切に記載されたい。

1. 総論

(1) 土地利用等の検討経緯について

今後の詳細な各ゾーンの位置及び規模の検討に当たっては、その決定の経緯、各ゾーンの配置に関する考え方に加え、その規模に関する考え方について、想定区域周辺の土地利用に配慮した事項も含めて、方法書以降の図書に記載すること。

また、今後の本事業の具体化の過程において、環境の保全の配慮に係る検討を行った上で、その検討の経緯及び内容についても、方法書以降の図書に記載すること。

(2) 工事計画の検討について

想定区域周辺には、多数の住居及び学校その他の環境の保全について配慮が特に必要な施設(以下「住居等」という。)が存在することから、本事業の工事实施により、これら住居等に対して騒音等の影響を及ぼす可能性がある。このため、今後予定している、工事計画の検討に当たっては、住居等への影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。

(3) 他事業の影響について

想定区域及びその周辺においては、本事業と同様に横浜市において「(仮称)都市高速鉄道上瀬谷ライン整備事業」及び「(仮称)旧上瀬谷通信施設公園整備事業」(以下「周辺事業」という。)が計画されており、本事業及び周辺事業による複合的な影響が懸念される。このため、方法書以降の環境影響評価の項目の選定に当たっては、周辺事業の影響を考慮し、環境影響評価の項目を適切に選定した上で、適切な調査、予測及び評価を行うこと。

2 . 各論

(1) 人と自然との触れ合いの活動の場について

想定区域及びその周辺には、「生物多様性保全上重要な里地里山」に選定されている「三保・新治、川井・矢指・上瀬谷」及び「瀬谷市民の森」等が存在することから、本事業の実施により、これらの人と自然との触れ合いの活動の場への影響が懸念される。このため、里地里山の自然環境への影響について、地域住民の意見及び専門家等の助言を踏まえた、調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえて、必要に応じて環境保全措置を講ずることにより、本事業による影響を回避又は極力低減すること。

(2) 廃棄物等について

本事業の実施に伴い、想定区域内に存在する建物や道路等の構造物の解体・撤去による廃棄物及び大規模な土地の改変による建設発生土が多く発生するおそれがある。このため、詳細な整備計画の検討においては、廃棄物及び建設発生土の発生量の抑制に可能な限り努めること。

(3) 温室効果ガスについて

工事に伴う温室効果ガスをできる限り削減するよう、効率的な施工及び建設機械等の省エネルギー化等の環境保全措置を検討すること。